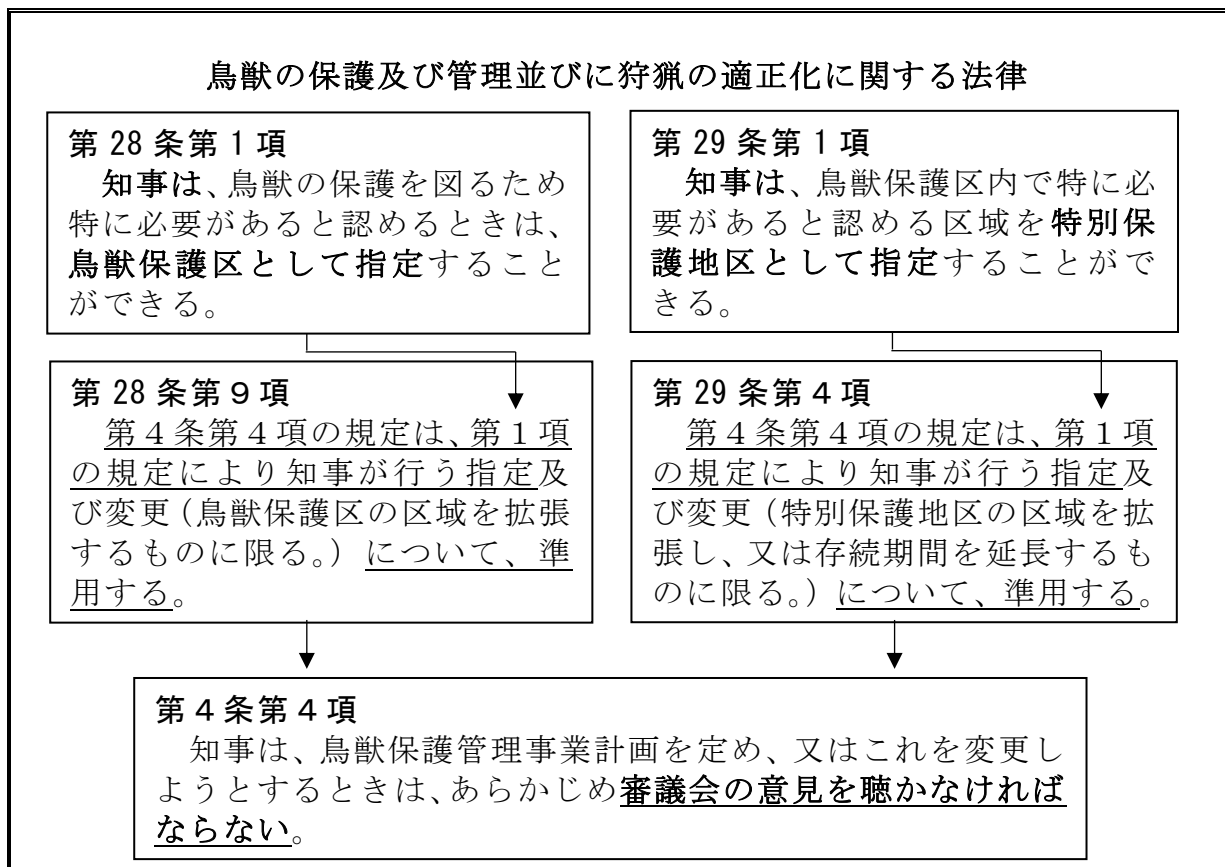


道指定鳥獣保護区等の指定について

1. 北海道環境審議会に諮問する鳥獣保護区の指定等

(1) 諮問の根拠

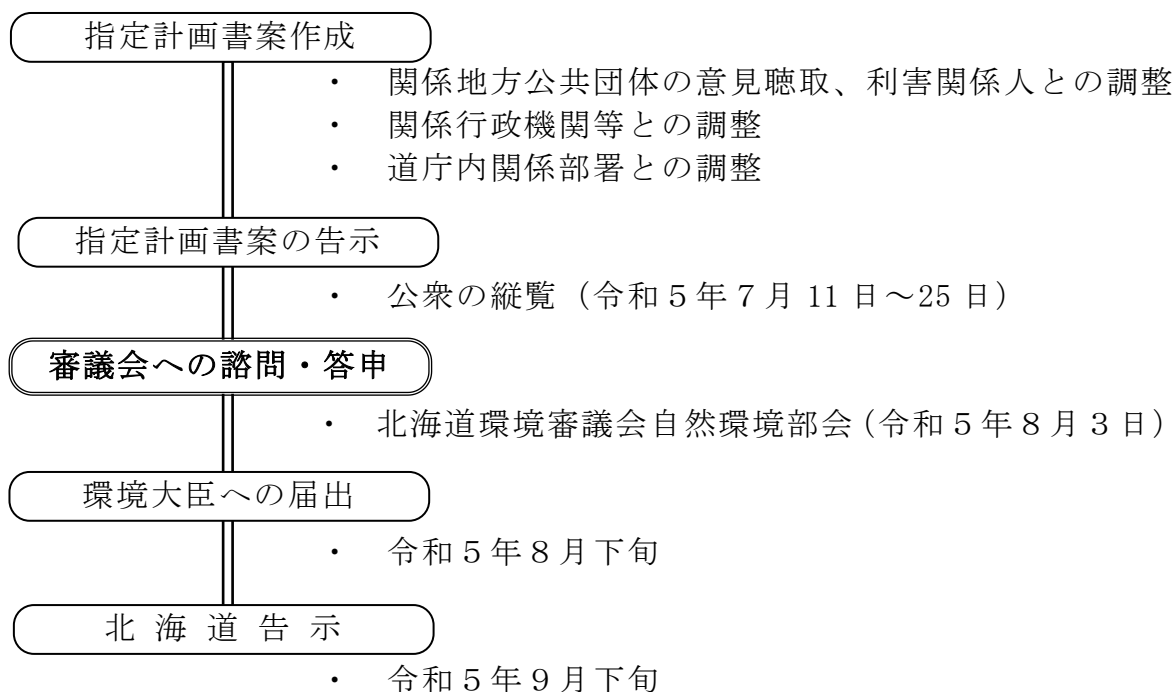
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の指定等（鳥獣保護区の指定及び区域の拡張並びに鳥獣保護区特別保護地区の指定、区域の拡張及び存続期間の延長）をするときには、第 28 条第 9 項及び第 29 条第 4 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、自然環境保全法第 51 条第 1 項の規定により設置される審議会の意見を聴くこととされている。
- この規定に基づき、北海道環境審議会条例(平成 6 年北海道条例第 34 号)に基づき設置している北海道環境審議会（以下「審議会」という。）に鳥獣保護区の指定等を諮問する。
 なお、審議会には条例第 7 条第 1 項の規定に基づき自然環境部会が設置され、鳥獣保護区の指定等については、審議会運営要領第 2 条の規定により当該部会に付託された審議指定事項となっている。



(2) 諮問案件

鳥獣保護区の指定（新規指定）及び令和 5 年 9 月 30 日をもって存続期間が満了する鳥獣保護区の更新に係る特別保護地区の指定（再指定）について諮問する。

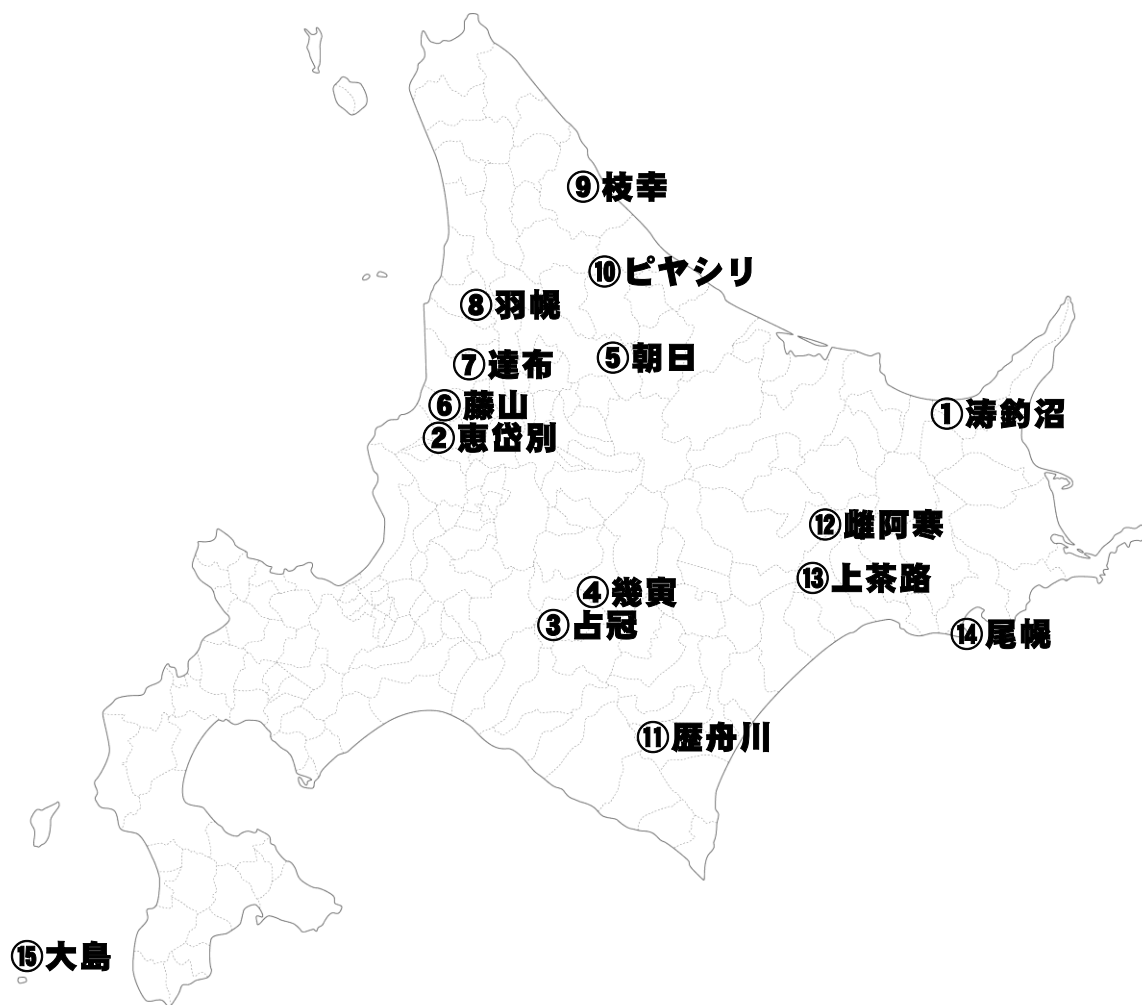
2. 鳥獣保護区等指定に係る事務手続きの流れ（令和5年度）



3. 鳥獣保護区の指定区分

指定区分	指 定 方 針
森林鳥獣生息地	森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している地域を指定し、区域の形状は、できる限りまとまりをもった団地状となるように努める。
集渡来団地	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来する鳥類の種数又は個体数が多い湿地や湖沼等を含む地域を指定する。
希少鳥獣生息地	環境省レッドリスト又は北海道レッドリストに基づく絶滅のおそれのある鳥獣や地域個体群等の保護を図るため、これら鳥獣の保護上必要な地域を指定する。
大規模地	行動圏が広域に及び大型鳥獣をはじめとする多様な鳥獣の保護を図るため、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域を指定し、指定面積は、1か所当たり1万ヘクタール以上とする。
集繁殖団地	集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、鳥獣の集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。
生息地廊	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、鳥獣の移動経路としての機能の回復が見込まれる地域のうち必要な地域を指定する。
身近な鳥獣生息地	市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地又は自然とのふれあい等を通じた環境教育の場の確保を図るため、必要な地域を指定する。

令和5年度 鳥獣保護区（新規指定）及び特別保護地区（再指定）位置図



No.	名称	指定	特保	指定区分	(総合) 振興局	市町村
①	涛釣沼	新規		集団渡来	オホーツク	斜里町
②	恵岱別	再	○	森林鳥獣	空知	北竜町
③	占冠	再	○	森林鳥獣	上川	占冠村
④	幾寅	再	○	森林鳥獣	上川	南富良野町
⑤	朝日	再	○	森林鳥獣	上川	士別市
⑥	藤山	再	○	森林鳥獣	留萌	留萌市
⑦	達布	再	○	森林鳥獣	留萌	小平町
⑧	羽幌	再	○	森林鳥獣	留萌	羽幌町
⑨	枝幸	再	○	森林鳥獣	宗谷	枝幸町
⑩	ピヤシリ	再	○	森林鳥獣	オホーツク	雄武町
⑪	歴舟川	再	○	森林鳥獣	十勝	大樹町
⑫	雌阿寒	再	○	森林鳥獣	十勝	足寄町
⑬	上茶路	再	○	森林鳥獣	釧路	白糠町
⑭	尾幌	再	○	森林鳥獣	釧路	釧路町
⑮	大島	再	○	集団繁殖	渡島	松前町